

中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組みについて

中小企業金融円滑化法は、平成 25 年 3 月 31 日に期限が到来いたしました
が、当組合は同法の期限到来後も従来と変わらず、下記のとおり金融円滑化に
取組んでまいります。

記

1. 当組合は、金融円滑化法の期限到来後も、お客様からのご融資の条件変更
等のご相談・お申し込みに対して出来る限り対応するなど、お客様のご事
情を十分把握した上で、真摯に対応いたします。
2. 当組合は、お客様からの融資条件の変更等のお申し出があった場合には、
これまでと同様に関係する他の金融機関等とも連携を図りながら、円滑な
資金提供と経営改善に向けた取組みを積極的に支援します。
3. 当組合は、お客様の抱える問題や課題に対して、一層のコンサルティング
機能を発揮して、お客様の立場に立ち最適な解決策が提案できるよう努め
て参ります。

【金融円滑化法等ご相談窓口のご案内】

1. 営業店のご相談窓口

場所 各営業店

受付時間平日 9 : 00 ~ 16 : 00

(土・日・祝日・12月31日~1月3日を除く)

2. 本部のご相談窓口

電話番号 0120-294-805

受付時間平日 9 : 00 ~ 16 : 00

(土・日・祝日・12月31日~1月3日を除く)